

東と弁往來

第54回 法テラス延岡法律事務所



宮崎県弁護士会会員
村上 友彦 (66 期)

2013年12月に弁護士登録。東京弁護士会に入会。
2015年5月に宮崎県弁護士会に登録換えをし、現在に至る。

法テラス延岡法律事務所
(宮崎県延岡市)

1. はじめに

私は、2014年1月から1年間、日比谷シティ法律事務所で養成を受けました。その後、法テラス東京法律事務所での勤務を経て、2015年5月に法テラス延岡法律事務所へ赴任しました。

日比谷シティでは、弁護士の諸先輩方や事務局員の皆様から、法的なことだけでなく、社会人としての心構えも教えていただきました。日比谷シティで過ごした日々は、今でも良い思い出です。

2. 延岡市の概況

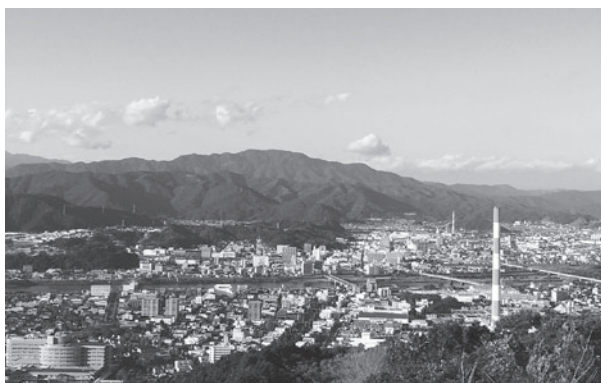
当事務所は、宮崎県北部に位置する延岡市にあります。同市は、企業城下町として発展してきた県北部の中心都市で、約12万2000人が暮らしています。県内では宮崎市、都城市に次いで3番目に人口が多い都市です。また、同市は、約868km²の面積を有する県内一広い市町村で、祝子川溪谷などの豊かな自然に恵まれています。海・山・川それぞれの幸を堪能することができ、チキン南蛮発祥の地としても有名です。秋には、市内を流れる五ヶ瀬川に鮎梁^{あゆやな}が設置され、鮎の塩焼きを堪能することもできます。五ヶ瀬川の上流には「高

千穂峡」があり、途方もない歳月をかけて生み出されたその風景美は圧巻です。

当事務所は、地域住民の法的ニーズに応えるべく、2009年3月に司法過疎地域事務所として開設されました。ただ、最近では法律事務所の支店が開設されるなど、県北部地域でも弁護士が増えています。

3. 新たな取り組み

- (1) 当事務所は、現在、いわゆる「司法ソーシャルワーク」に力を入れています。具体的には、「県北民事当番の紹介」、「出張法律相談」、「関係機関との連携」を中心に取り組んでいます（詳細については、拙稿「第55回スタッフ弁護士奮闘記」（自由と正義2016年8月号、64頁）をご参照ください）。今回は、関係機関（特に、福祉専門職）と連携することで生まれた新しい取り組みについて、幾つか紹介します。
- (2) まず、変化を感じたのは、各種団体の研修会・勉強会に受講生（オブザーバー）として誘われるようになったことです。私も、講師やパネリストとして研修会等に参加することはありましたが、受講生



延岡市内の風景



鮎梁

として参加することはありませんでした。そこには、福祉専門職に、弁護士は福祉に興味がないだろうとか、「先生」に受講生として参加してもらうなんて失礼などの考えがあったようです。ただ、福祉専門職にも、色々な事件と一緒に取り組むことを通じて、弁護士の仕事や私の人となりを知ってもらう機会が増えました。その結果、弁護士も、生き辛さを抱えている人を支援するチームのメンバーになり得ることを知ってもらえました。福祉専門職と同じ受講生として誘ってもらえるようになったのも、このような意識の変化の現れだと思います。私自身、初めて受講生として研修会等に誘ってもらったときは、チームのメンバーとして受け入れてもらえたような気がして、とても嬉しかったのを覚えています。

(3) 次に、延岡市内で成年後見業務を行う法人が設立されたことです。近年、延岡市は、成年後見制度の利用を推し進めています。その影響もあってか、成年後見制度に関する法律相談や、利用者も増えています。ただ、それに伴い、後見人等を受任している福祉専門職から、近い将来、後見人等の受け手が足りなくなるのではないかと、任意後見制度を利用したくても受け手がいないという声をよく聞くようになりました。このような状況のもと、現状を改善したいと考えた有志が集まり、幾度となく話し合いが行われました。その結果、自分達で、成年後見業務を行う法人を設立しようという結論に至りました。その後、様々な専門分野の方を巻き込んで一般社団法人を設立し、現在では、地域に貢献すべく日々業務を行っています。私も、有志の方々の熱意を間近で感じながら、地域の一人として地域の課題に取り組むことができました。

(4) 最後に、罪に問われた障がいのある人を支援する活動が始まったことです。東京弁護士会等には、被疑者・被告人に障がいがある場合、必要な連携をしてくれる福祉専門職を紹介する仕組みがあります。他方、宮崎県弁護士会に、そのような仕組みはありません。しかし、当然、延岡市内にも障がいのある被疑者・被告人はいますし、福祉専門職と連携して弁護活動を行うことが有用なことも少なくありません。私がこのような事件を受けた場合には、日頃の連携活動で知り合った福祉専門職に、支援に関して助言してもらったり、更生支援計画を作ってもらったりしていました。ただ、このような支援を受けてい



高千穂峡にある
真名井の滝

るうちに、もっと多くの被疑者・被告人が、福祉専門職から支援を受けることはできないだろうかと思うようになりました。このような思いを何人かの福祉専門職に伝えたところ、共感してくれる人が思いのほか多くいました。そこで、福祉専門職と弁護士の有志が準備会を作り、罪に問われた障がいのある人が福祉専門職の支援を受けられるよう活動し始めました。最終的には、罪に問われた障がいのある人と福祉専門職とを繋ぐ仕組みを作ることが目標です。

4. 課題

このように「司法ソーシャルワーク」を中心とした様々な活動を行っていますが、課題もあります。それは、「スタッフ弁護士の異動（任期満了）」です。これまで述べた関係機関との連携は、個人間の信頼関係のうえに成り立っています。そのため、スタッフ弁護士が異動すると、新しく赴任してきたスタッフ弁護士が、再度、関係機関の職員と信頼関係を作らなければなりません。複数のスタッフ弁護士が別々の時期に異動すれば、このような問題もある程度解決しますが、当事務所にはスタッフ弁護士1名と複数の事務職員しかいません。このような関係性を、どうやってスムーズに引き継ぐかが今後の課題です。

5. 終わりに

延岡市を含む県北部地域は、東京ほど社会資源が豊富ではありません。「あの制度があれば、あの施設があれば、あの治療が受けられれば」と思うことは、少なくありません。ただ、ここには、人の生き辛さと真摯に向き合って支援する福祉専門職がいました。彼／彼女らは、ここにはないものは代わりのものを創ればよいことを教えてくれました。個人では太刀打ちできない課題にも、協力して立ち向かうことができました。もし、地方に興味があるなら、少しの間だけでも来てみませんか。弁護士の力を必要としている人が、沢山いるはずですよ。